中国公船から飛行したと見られるドローンによるわが国領空への侵入に関する質問主意書

出者 逢 坂 誠

提

中国公船から飛行したと見られるドローンによるわが国領空への侵入に関する質問主意書

五 月十九日、 菅官房長官は記者会見で、 尖閣諸島周辺の領空を中国公船より発進したとみられる小型無人

機 「ドローン」が飛行した違法行為(以下、 「本事案」という。)について、 「中国による新たな形態の行

動であり、全く受け入れられない」として、中国側に厳重に抗議したことを明らかにした。

同日、 稲田防衛大臣も記者会見で「領海侵入している中国公船が領空にドローンを飛行させたことは事態

をさらにエスカレートさせるもので、全く受け入れられない。深刻なわが国の主権に対する侵害だ」との見

解を示した。 海上保安庁からドローンが飛行しているとの通報を受けた防衛省は、 F15戦闘機 E2C早

期警戒機、 空中警戒管制機を向かわせて無線で警告を発するなどの対応をしたと承知している。

本事案について政府の見解を確認したいので、以下質問する。

本事案のような事例は、 過去に尖閣諸島周辺の領空で確認されているのか。それとも本事案は初めての

例であるのか。

他国による領空侵犯の事例として、ドローンを用いたものは、尖閣諸島周辺以外に確認されたものはあ

るか。政府の見解を示されたい。

 \equiv 本事案が容認されないことは論を待たないが、 具体的にはどのような法令に違反するのか。 政府の見解

を示されたい。

兀 航空法第百三十二条では、 「何人も、次に掲げる空域においては、 無人航空機を飛行させてはならな

61 ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全

が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない」と規定しているが、尖閣

諸島などの国境離島は明示されていない。すなわち、 本事案に関しては、航空法違反に問われないという

理解でよいか。

Ŧi. わが国 の安全保障上の重要な地域、 例えば国境離島などではドローンなどの飛行は一定の制限を加える

、きと思われるが、このような規定は現行法令に存在するか。 ないとすれば、 政府は安全保障政策上 の必

要から、 国境離島などでは、ドローンの飛行に一定の制限を加えることを検討すべきではないか。 政府の

見解を示されたい。

六 国際法上、 国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、 公共の秩

序を維持するための警察権の行使として行うものだが、陸上や海上とは異なり、 この措置を実施できる能

事案のような場合、 ンそのものには乗員がいないため、 力を有するのは自衛隊のみであることから、 ているものと承知している。 政府の対応マニュアルは存在するのか。 他方、 確実にその警告を受け取ったと確認することは難しいと思われる。 本事案のように無線で警告を発するなどの対応をした場合、 自衛隊法第八十四条に基づき、 無線での警告や航空自衛隊の航空機が接近し 第一義的に航空自衛隊が対処 ドロ 本

七 六に関連して、 政府は、どのような警告を発すれば効果的であると考えるのか。

ての警告を行ったと思われるが、効果的とは思われない。

政府の見解を示されたい。

八 解 思 でよい われる。 本事案の場合、 このような場合、 無人機であるため、 航空自衛隊の対応として、 その操縦を行っている者が特定できず、 ドローンを撃墜することも排除されないという理 効果的な警告もできないと

九 り事 法律の第九条の規定に基づき、 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する 前 に国会の承認を得るいとまがない場合、 本来、 自衛権の行使には国会の承認が必要であるが、 例外的に自衛権の行使が許される。 本事案のような場合、 特に緊急の必要があ

例外的に自衛権の行使が許されることは排除されないか。

政府の見解を示されたい